

農政をめぐる情勢

目次

I	TPP交渉をめぐる情勢	1
II	水田農業をめぐる情勢	23
III	税制改正をめぐる情勢	30

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

政府は11月25日、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。農業分野の対策については、自民党の「TPPに関する総合的な政策対応に向けた提言」の内容が踏襲されており、緊急性の高いものから2015年度補正予算や16年度当初予算に盛り込む方針である。

補正予算におけるTPP対策費は、3,000億円程度とする方向で調整が行われており、12月中旬を目途に閣議決定され、1月の通常国会で審議が行われる予定となっている。

II 水田農業をめぐる情勢

農林水産省は、11月30日、平成27/28年の米の需給見通し、平成28年産米の生産数量目標等を内容とする「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」に諮問し、了承を得た。

本県の生産数量目標は、前年比約1.1%減の133,532トン（面積換算値26,338ha）となった。なお、県別配分は、全国の目標を27年産米の都道府県別のシェアで按分し設定された。

III 税制改正をめぐる情勢

自民、公明両党は10日、2016年度税制改正大綱を消費税の軽減税率部分を残し決定した。懸案事項であった遊休農地への課税強化については、所有者に利用の意思が無い場合に限り、固定資産税を1.8倍に引き上げる。一方、農地中間管理機構に貸し出した農地については、固定資産税を減税することとなった。

また、都市農業に関しては、「必要な税制上の措置を検討する」とし、今後、都市農業振興基本法を踏まえ検討を行うこととされた。

I TPP交渉をめぐる情勢

— 「総合的なTPP関連政策大綱」を決定 —

1. 政府の動向

- 政府は11月25日、農林水産業・地域の活力創造本部とTPP総合対策本部の会合を開き、農業対策を含む「総合的なTPP関連政策大綱（以下、大綱とする。内容は別紙1の通り）」を決定した。今後、大綱に従い、緊急性の高い対策から平成27年度補正予算や28年度当初予算に盛り込む方針である。
- 安倍総理は会合の中で「攻めの農林水産業に転換するための対策が盛り込まれた」、「農業者が将来にわたって安心して経営を営めるよう、経営安定対策を確実に実施していく」などと発言した。
- 大綱における農業分野の対策については、自民党が20日に正式決定した「TPPに関する総合的な政策対応に向けた提言（内容は11月号を参照のこと）」の内容がほぼそのまま盛り込まれた。また、財源は、政府全体で責任を持って確保する方針が明記された。主な内容は以下の通り。

主な項目	総合的な TPP 関連政策大綱
攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）	
担い手・農地対策	機械・施設の導入や金融支援措置で意欲ある担い手を育成 中山間地域等における担い手の収益力向上
水田・畑作・野菜・果樹 対策	「産地パワーアップ事業」の創設。高性能な機械・施設の導入や 改植による高収益化等を通じ、地域の営農戦略を支援
畜産酪農対策	畜産クラスター事業の拡充
輸出対策	重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議など
消費者との連携強化	加工食品の原料原産地表示の拡大の検討
経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）	
米	国別枠の輸入量増加によって国産米価格が下落しないよう、備 蓄米の保管期間を5年から3年程度に短縮する。国別枠の輸入 量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、生産性を向上させな がら飼料用米推進の取組方を検討する。

麦	引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。
牛肉・豚肉	牛マルキン及び豚マルキンを法制化、補填率を引き上げる。豚マルキンについては、国庫負担水準を引き上げる。 肉用子牛保証基準価格を経営の実情に即したのものに見直す。
乳製品	生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。
甘味資源作物	国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。
収入保険	従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続

○ また大綱では、今後の対応として次のような内容について触れている。

- 農業の成長産業化・生産性向上等のために必要となる政策について、平成28年秋を目途に具体的内容を詰める
- 本政策大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。
- TPPの経済効果分析結果については、年内に公表する。その際、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた評価結果を総合的にわかりやすく説明する。
- TPPに関しては、今後、署名を経て協定文を確定させ、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出することとする。
- 今後、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTAなど、他の広域経済連携の交渉を加速させる。

○ このうち、TPPの経済効果分析について、甘利TPP担当大臣は12月11日の閣議後会見で、24・25日ごろに発表する意向を示した。報道によれば、関税の削減効果だけでなく、投資・サービスの自由化による効果や、農林水産分野への影響も公表される。

○ 安倍総理は27日の閣議で、27年度補正予算案の編成を指示した。TPP対策では、攻めの農林水産業への転換に必要な経費の計上を指示したとされる。これを受け、森山農林水産大臣は「政策大綱に掲げられた施策を早急に具体化し、

必要な予算の確保に取り組む」と語った。

- 補正予算におけるＴＰＰ対策費は３，０００億円程度とする方向で調整が行われており、最大のもは土地改良事業費（農業農村整備事業費）で、１，０００億円弱で調整が行われている。このほか、畜産クラスター事業の拡充や産地パワーアップ事業の創設にかかる費用が柱に据えられている。

2. 各国の動向

- ＴＰＰ参加各国は１１月１８日、フィリピンにおけるＡＰＥＣ首脳会合の機会を利用してＴＰＰ首脳会合を開催し、首脳声明（別紙２）を発表した。声明では、ＴＰＰの意義が改めて強調されるとともに、「ＴＰＰが署名後速やかに検討され及び承認されることを期待している」と、各国における批准手続きの早期完了に向けた期待が示された。
- 米国では、米国議会幹部の多くが、１年後に控える選挙戦を見据え賛否の表明を避ける慎重な姿勢を示している中、米国政府は日本の養豚経営安定対策事業（豚マルキン）に対し不満を強めているとされる。日本の国内対策への米国豚肉業界からの批判が背景にある模様で、米国政府は、１１月１９日の日米首脳会談等を通じて不満を伝えたと報道されている。
- これに対し、森山大臣は９日の参院農林水産委員会で、公式な見直し要求はないとした上で、「(国内対策は) ＴＰＰの合意に反するものではなく、変更はあり得ない」との考えを示した。

3. ＪＡグループの取り組み

- ＪＡ全国中央会は１２月３日、大綱の内容を早急に具体化させるよう、森山大臣に対し政策提案を行った。「産地パワーアップ事業」を柔軟な仕組みにすることや、畜産経営安定対策の早期拡充などが柱で、要請のポイントは以下の通り。森山大臣は、「政策大綱の中で急ぐべきものは補正予算でしっかり確保したい」と応じた。

<基本的考え方>

生産現場の不安払拭、将来を展望できる農業政策確立に向け、補正予算で講じられるＴＰＰ関連対策を第一歩として位置づけ、次年度以降も継続・発展・拡充していく方向をめざす。また、来年秋を目途に政策の具体的内容を詰めるにあたっては、多様な観点から検討を行い、万全な経営安定対策を確立すること。

＜収益力向上・競争力強化と付加価値創出・需要拡大に向けた取り組み＞

- (1) 産地の実態等に対応した生産性向上・担い手づくりへの支援
 - ①産地パワーアップ事業の創設
 - ②将来を担う人材の育成・確保対策
- (2) 機能強化・創意工夫による付加価値創出対策
 - ①輸出拡大対策
 - ②知的財産の活用等による6次産業化・農商工連携の拡大
- (3) 国産農畜産物の需要拡大対策
 - ①原料原産地表示の拡大
 - ②学校給食・地産地消等による需要拡大

＜品目ごとの影響に応じた対策＞

- (1) 畜産・酪農
 - ①牛マルキン等の経営安定対策
 - ②畜産クラスターの拡充等の生産基盤維持・拡大、体質強化対策等
- (2) 野菜・果樹
 - ①収入保険制度の構築等の経営安定対策
 - ②作付転換の推進等の生産基盤維持・拡大、体質強化対策等
- (3) 甘味資源作物
 - ①万全な経営安定対策・生産振興対策の実施

＜品目・地域ごとの課題に応じた対策＞

- (水田農業)
 - ・水田活用の直接支払交付金による長期的かつ継続的な支援の実施
- (畜産・酪農)
 - ・港湾などのインフラ整備
 - ・飼料用穀物の十分な備蓄水準の確保
- (野菜・果樹)
 - ・野菜価格安定制度の維持、輸入増加が想定される野菜への支援の拡充
 - ・緊急需給調整対策事業の拡充、加工仕向けなどへの支援拡充
 - ・燃油高騰に対する恒久的な支援の実施
- (地域別課題)
 - ・中山間地域等直接支払交付金などの拡充、鳥獣害対策の強化
 - ・都市農業の特性をふまえた農業振興施策の実施

- J A愛知中央会は11月27日、J Aあいちビルにて県選出の国会議員との意見交換会を開催した。県下J A・連合会の組合長・理事長等が参加し、T P Pが県内農業に与える影響について、県の実情を踏まえながらの議論が行われた。また、国内対策については、国会議員に対し制度設計における不安な点等を伝え、

今後の政府への働きかけを強く要請した。

- 12月9日には、愛知県農業大学校にて、TPP協定大筋合意に関し、農家を対象とする説明会を開催した。説明は農水省が行った。参加した農家からは、TPP合意内容が分かりにくいといった声や、国内対策の法制化による不安払拭を求める声、都府県の畜産農家を対象とする施策の検討を求める声などが相次いだ。

4. 今後の見通し

- 11月18日のAPEC首脳会合にて、正式な決定ではないとされているものの、TPP協定への署名日を2月4日とする方向で合意に達したとの報道がある。
- 27年度の補正予算案は12月中旬に閣議決定、1月の通常国会で審議される予定である。
- 日本におけるTPP批准手続きの時期は未定だが、菅官房長官は11月14日の報道機関のインタビューの中で、来年の通常国会への関連法案の提出に意欲を示したとされる。

【今後のTPP関連日程等】

12月中旬	本年度補正予算案編成 28年度政府予算案編成
2016年	
1月 4日	通常国会召集
2月 4日	TPP署名？
4月～	国会にてTPP審議？
5月～	米国議会にてTPP審議？
11月 8日	米国大統領選

総合的なTPP関連政策大綱

平成27年11月25日
TPP総合対策本部決定

目次

<u>I 基本的な考え方</u>	…2
<u>II TPP関連政策の目標</u>	
1 TPPの活用促進	
(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備	…3
(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援	…4
2 TPPを通じた「強い経済」の実現	
(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策	…5
(2) 地域の「稼ぐ力」強化	…6
3 分野別施策展開	
(1) 農林水産業	…7
(2) 食の安全・安心	…9
(3) 知的財産	…9
(4) その他	…9
<u>III 今後の対応</u>	…10
<u>IV 政策大綱実現に向けた主要施策</u>	…11

I 基本的な考え方

我が国は環太平洋パートナーシップ協定(以下、TPP)に関し、平成25年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。同交渉は本年10月5日、米国アトランタにおける閣僚会合において、大筋合意をみたところである。

TPPは、21世紀のアジア・太平洋に自由で公正な「一つの経済圏」を構築する挑戦的な試みである。世界のGDPの約4割(3,100兆円)という、かつてない規模の経済圏をカバーした経済連携。人口8億人という巨大市場が創出され、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するもの。この地域の成長を取り込み、アベノミクスの「成長戦略の切り札」となるものである。

TPPがもたらす効果は、これまで海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にこそ幅広く及ぶ。TPPが多国間の経済連携である特色を活かし、産業空洞化を抑え、技術力等を持った我が国の中堅・中小企業が「居ながらにしての海外展開」すること、地域の特色を活かした地場産業、農産品等が8億人の市場へ打って出ることを政府は全力で後押しをする。

TPPの効果は、海外展開にとどまらない。貿易、投資が促進され、国内の市場規模の8倍もの市場、需要に対峙することでイノベーションが生まれ、新たな商品やサービスを提供するグローバル・バリューチェーンが様々な分野で構築される。それにより、国内の産業拠点への投資、高付加価値化が進み、生産性を向上させることで、我が国の実質GDPを押し上げることが期待される。

一方で、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から、懸念・不安の声が寄せられていることも事実である。今後とも合意内容を丁寧に説明するとともに、TPPの影響に関する国民の「不安」を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう、さらに、農林水産業全体として、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講ずる必要がある。

本政策大綱は、TPPの効果を実に我が国の経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策、及びTPPの影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにするものである。

TPPは、新しい「アジア・太平洋の世紀」の幕開けを告げるもので、その先には、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、さらにはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)と、アジア・太平洋の国々と共にもっと大きな経済圏をつくり上げていくことが期待される。TPPの効果を最大限に活かす政策は、いわば「国家百年の計」として中長期的な視点も含め実施していく必要があるものである。

Ⅱ TPP関連政策の目標

1 TPPの活用促進

TPPの直接の効果は、関税のみならず、投資・サービス等も含めた市場アクセスに係る諸条件が改善され、さらには通関手続の迅速化等、TPPによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開をすることが可能となり、TPP各国との貿易、投資が活発化することである。これまで様々なリスクを懸念して海外展開に踏み切れなかった地方の中堅・中小企業にとって、オープンな世界へ果敢に踏み出す大きなチャンスをもたらす。

さらに、原産地の完全累積制度(メイド・イン・TPP)、電子商取引等のルールを活用し、生産拠点を海外に移さず、我が国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。TPPは、サービスなどの幅広い分野も含めた経済連携、新たな貿易モデルを作るものであり、これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーンが次々に構築され、これに中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。

従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に展開する。そのような意味で、TPPを契機として我が国は「新輸出大国」を目指し、その新たな担い手となる企業等を後押しする施策を総合的に実施することとする。

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

①TPPの普及・啓発

(目標) セミナー・説明会参加者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催やTPP情報のポータルサイトの設置、TPPを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

②中堅・中小企業等のための相談体制の整備

(目標) 相談窓口利用者等へのアンケート調査において、満足度60%以上を目指す。

- TPPの内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、TPP原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行う。

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

(目標) 総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率60%以上を目指す。

- 国や地方自治体、商工会、商工会議所等の各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや食文化などに代表されるクールジャパンや環境技術など、モノやサービス、コンテンツのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、下記②、③の施策等とも連携しつつ製品開発、国際標準化、知的財産、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。金融機関(政府系金融機関を含む。)による企業の海外展開支援を促進する。

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

(目標) 平成30年度までに約200億円の放送コンテンツ関連海外市場売上高を目指す。

- クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進する。
- ICT、放送コンテンツ等のコンテンツの海外展開を図るほか、模倣品・海賊版対策や知財保護環境向上、協定国への情報発信等にも取り組む。
- 中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めた我が国の金融機関の海外進出を促進する。
- 廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

③ 農林水産物・食品輸出の戦略的推進

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じて和食文化や食品の海外展開を促進する。地理的表示(GI)の活用を促進する。
- 農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

④ インフラシステムの輸出促進

(目標) 平成32年に約30兆円のインフラシステムの受注を目指す。

- 円借款等手続の迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスク・マネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、我が国企業が強みを有する分野等でのインフラシステムの輸出を加速化する。

⑤海外展開先のビジネス環境整備

- TPP協定参加国等において、制度構築や人材育成等、幅広い分野における協力及び能力開発を行うことで、TPP協定の実施及びTPP協定の利益の増大を支援するとともに、日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境整備を図る。

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

TPPは、資源国から消費国、加工組立国から中間財の輸出国、さらには我が国のように、デザイン、商品企画、高度なサービス提供等の分野で高い水準を誇る国まで、多様な国々からなる経済連携である。これにより、従来のサプライチェーンの枠組みを超えた、新たなバリューチェーンが生まれることが期待される。我が国企業がそれを牽引し、各国の様々な企業、産業と連携することで、多様な分野における生産技術向上、イノベーション、産業間・企業間連携を促進すること等を通じて、我が国経済全体としての生産性向上につながることを期待される。

そしてそれは一過性のものではない。イノベーション、技術革新により我が国企業の高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、生産活動がさらに活発になる。その結果、更なる貿易・投資の拡大、という好循環により累積的な経済成長につながる。我が国から海外へ、海外から我が国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、我が国は「グローバル・ハブ」(貿易・投資の国際中核拠点)として持続的な成長を遂げることを目指す。

「グローバル・ハブ」は、我が国の地域という単位でも目指すことができるものである。そのため、地場産業、農林水産業、技術力のある中堅・中小企業、研究開発機関、人材など、地域の力を結集することが必要である。

TPPはそのためのツールを提供するものではあるが、それにより我が国の経済再生、さらに地方の産業活性化を通じた地方創生を実現させるのは、このチャンスを活かす現実の企業、事業者の行動である。これを支援する政策の展開は、TPPを通じた「強い経済」実現のために、極めて重要である。

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

(目標) 革新的な技術の開発やイノベーションを生み出す環境の整備を実施する。
平成32年にサービス産業の労働生産性上昇率を2.0%にする。

- 我が国産業構造革新の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。
- イノベーション・ナショナルシステムの構築を図るとともに、知的財産制度をTPPが求める

制度に調和させ、イノベーション創出環境の整備を目指す。

- 将来のイノベーションの源泉となる人材育成等のため、知財教育を推進する。
- 第4次産業革命や産業の高度化に向けて、我が国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組を進める。
- サービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たな製品・サービスの開発や販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。
- 農林水産分野における新技術・新品種の開発を進める。

②対内投資活性化の促進

(目標) 平成30年度までに、少なくとも計470件(大型投資案件60件含む)のJETROによる外国企業誘致を目指す。

- 対内直接投資を促進する各種施策を講じることとし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門を我が国に誘致して海外から投資や人を呼び込むとともに、我が国企業との研究開発等の連携を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。
- 海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

(2) 地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

(目標) 訪日外国人旅行者数が2000万人となる年に、外国人観光客による旅行消費額4兆円を目指す。

- 我が国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。日本各地の「食・食文化」をテーマとした観光プロモーションの推進や、食・農業体験などの滞在コンテンツの磨き上げ等により、訪日外国人観光客の地方誘致や消費拡大を促進する。

②地域リソースの結集・ブランド化

(目標) 支援対象事業に具体的な成果目標と適切なPDCAサイクルの確立を求め、平成32年度に100%の確立を目指す。

- 6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示(GI)等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。
- ローカルアベノミクスの推進等を通じ、地域の「稼ぐ力」や生産性の向上、地域の人材活用、地方への対内直接投資促進等を実現し、地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このため、地方公共団体が行う自主的・主体的な先駆性のある取組等を、情報面・人材面を含めて、支援する。

3 分野別施策展開

TPPについては、これまで、食の安全、国民皆保険等に関し、様々な懸念や不安が寄せられてきた。合意内容を見れば、こうした点はいずれも懸念や不安に及ばないことは明らかであるが、今後、国民に対し合意内容を正確かつ丁寧に説明すること等を通じて、国民の懸念や不安を払拭するよう最大限努力する。

農林水産分野については、重要品目を中心に、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、経営安定・安定供給へ備えた措置の充実等を図る。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

TPP大筋合意を受け、いま、我が国の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても我が国の豊かな食や中山間地域を含む美しく活力ある地域を引き渡していくことができる。

夢と希望の持てる「農政新時代」を創造し、努力が報われる農林水産業を実現するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。それにより、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、「農政新時代」を日本の輝ける時代にしていく。

(1) 農林水産業

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

関税削減による長期的な影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を集中的に講ずる。

(目標) 平成32年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の前倒し達成を目指す。

- 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。
- 国際競争力のある産地イノベーションの促進
水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。
- 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

- 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓
 - 米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。
- 合板・製材の国際競争力の強化
 - 原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。
- 持続可能な収益性の高い操業体制への転換
 - 浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。
- 消費者との連携強化
 - 消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。
- 規制改革・税制改正
 - 攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

- 米
 - 国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。
- 麦
 - マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。
- 牛肉・豚肉、乳製品
 - 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。
 - ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。
 - ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。
 - ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
 - ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。
 - ※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。
- 甘味資源作物
 - 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

(2) 食の安全・安心

TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。

(3) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。また、TPPを契機として、輸出促進に向けた地理的表示(GI)等に関する措置を講ずる。

①特許・商標関係

- 不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。
- 地域中小企業等の知財戦略の強化や、特許審査体制の整備・強化を図る。
- TPP協定実施のための制度の整備状況等を踏まえつつ、知財紛争処理システムの一層の機能強化のための総合的な検討を進める。

②著作権関係

- 著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。その際、権利の保護と利用とのバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないよう、対象範囲を適切に限定する。
- 著作物等の利用円滑化のため、権利者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、社会的諸課題への対応、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制の整備等に関する検討を進める。

(4) その他

- 外国における医療機器等の認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組の導入に関し、必要な措置を講ずる。
- ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、海外事業者とのトラブルに係る消費者支援、環境と貿易の両立を進める。
- 皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。

Ⅲ 今後の対応

- 上記Ⅱの政策目標を踏まえ、必要な主要施策をⅣに掲げる。
なお、施策実施に必要な経費の取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。必要な制度改正については、関係省庁において適切に対応する。
また、Ⅱに掲げたKPI(成果目標)についても、進捗状況に応じ、随時改善する。
- 農林水産分野の対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。
また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。
- Ⅳの主要施策については、Ⅱの政策目標を効果的、効率的に実現するという観点から、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め不断の点検・見直しを行う。
また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略、さらに、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上を一層進めるために必要となる政策については、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰める。
- 本政策大綱と併せ、TPPについて国民に対する正確かつ丁寧な説明・情報発信に努め、TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭することに万全を期す。
- TPPの経済効果分析結果については、年内に公表する。その際、関税の削減効果にとどまらず、投資・サービスの自由化やグローバル・バリューチェーンの創出がもたらす生産性向上効果等を含めた評価結果を総合的にわかりやすく説明する。
- TPPに関しては、今後、署名を経て協定文を確定させ、必要な法制度と併せ、必要な時期に国会に提出することとする。
- 今後、日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)、日中韓FTAなど、他の広域経済連携の交渉を加速させる。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となるとともに、今回の対策を活用しつつ我が国が世界のハブとなることを目指す。

IV 政策大綱実現に向けた主要施策

1 TPPの活用促進

(1) 丁寧な情報提供及び相談体制の整備

① TPPの普及・啓発

○中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供
(全国各地・TPP参加国等における説明会等の実施)

② 中堅・中小企業等のための相談体制の整備

○中堅・中小企業のための相談体制の整備
(JETROや中小企業基盤整備機構、各地の支援機関等の相談体制の強化、中小企業等の海外展開を支援する機関が集う会議の活用、税関の体制整備を通じたTPP原産地規則の円滑な運用の確保)

(2) 新たな市場開拓、グローバル・バリューチェーン構築支援

① 中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化

○中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化
(TPPを活用した中堅・中小企業の市場開拓のための総合的支援コンソーシアムの創設・活用、輸出等の事業展開のための専門家によるきめ細かな支援、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等の支援、戦略的な国際標準化・知財保護活用の推進、中堅・中小企業の海外展開支援、コンビニやショッピングモール等と連携した海外展開の支援、コンテンツ輸出を含むクールジャパンの促進、サービス産業の生産性向上(再掲)、グローバル・バリューチェーン拡大に向けた国際ルール作り、中堅・中小企業等の市場開拓・事業拡大に向けた産業人材育成)

○金融機関等による企業の海外進出支援
(金融機関等による企業の海外進出支援と経済状況変化の活用のための金融仲介機能発揮支援・促進)

○知的財産・標準の活用促進への支援
(外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援、国際標準化の強力な推進及び国際標準化活動を担う人材の育成、効果的な知財相談対応の実施、特許料等や支援策についての検討、地域機関等と連携した標準化の支援)

② コンテンツ、サービス、技術等の輸出促進

○我が国コンテンツの海外展開支援
(コンテンツ事業者と、他分野・他産業等の関係者との協力によるコンテンツ制作・発信等の総合的な支援、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の創設によるコンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進)

○ TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援
(著作権等侵害防止のための普及啓発、海賊版対策(普及啓発、トレーニングセミナー等)の実施、我が国企業の模倣品対策支援等(中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・JETRO等と連携した相談体制等)の強化、知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のための審査官派遣等の審査協力・研修などの実施)

・我が国の優れた環境技術等の海外展開支援

③農林水産物・食品輸出の戦略的推進

○農商工連携等による海外市場開拓
(農商工連携等による海外市場開拓、中堅・中小企業の海外展開支援(再掲)、TPPを活用した中堅・中小企業の市場開拓のための総合的支援コンソーシアムの創設・活用(再掲)、コンビニやショッピングモール等と連携した海外展開の支援(再掲))

・日本産酒類の海外展開推進事業

※IV3. (1)①に、農林水産物の輸出促進に係る記載あり

④インフラシステムの輸出促進

○インフラシステムに係る輸出支援
(日本方式の普及とインフラシステム輸出等の支援、インフラシステム輸出の加速化、インフラシステム海外展開の推進)

⑤海外展開先のビジネス環境整備

○日本からの投資や日本企業が進出しやすい環境の整備
(産業人材育成、対日理解促進交流、TPP加盟国における労働環境水準の向上、法制度整備支援の推進等)

2 TPPを通じた「強い経済」の実現

(1) TPPによる貿易・投資の拡大を国内の経済再生に直結させる方策

①イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進

○イノベーション等による生産性向上促進
(新産業構造ビジョンの策定、未来投資に向けた官民対話、IoT/オープンイノベーション等によるイノベーション促進、知財保護(TPP担保法)、サービス産業の生産性向上、海外市場獲得を目指す新たな製品・サービスの開発等(再掲)、省エネを通じた中小企業者等の生産性向上、中小企業等の事業基盤整備・生産性向上・標準化活用、IT利活用に伴うサイバーセキュリティ対策、TPP等を追い風に海外展開で活躍する企業の発掘・表彰(「はばたく中小企業300選」))

②対内投資活性化の促進

○イノベーションセンターとしての国内産業基盤の維持・高度化
(海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出)

(2)地域の「稼ぐ力」強化

①地域に関する情報発信

・TPPを契機とした日本の「食」と「農」をテーマとした訪日旅行促進による農林水産物の海外展開促進と地方創生の後押し

②地域リソースの結集・ブランド化

○地方創生に係る取り組み
(地方創生プロフェッショナル人材事業、地方創生推進のための知的基盤の整備、地方創生の深化のための交付金)

3 分野別施策展開

(1)農林水産業

①攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
(意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)

○国際競争力のある産地イノベーションの促進
(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進
(畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)

○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

○合板・製材の国際競争力の強化

(大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

(広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)

○消費者との連携強化

(大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)

○検討の継続項目

(農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)

②経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

主要施策はⅡに記載されているとおり

(2)食の安全・安心

○食品安全に関する情報提供等

(食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討)

○輸入食品に対する監視指導等

(輸入食品の適切な監視指導の実施、残留農薬・食品添加物等における規格基準の策定の推進、協定締結後の技術的協議への対応)

(3) 知的財産

○地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等
(我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るための諸外国と相互にGIを保護できる制度整備)

①特許・商標関係

○特許・商標関係の制度整備
(不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

②著作権関係

○著作権関係の制度整備
(著作物等の保護期間の延長、著作権等侵害罪の一部非親告罪化、著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段に関する制度整備、配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、著作権等侵害に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償等に関する制度整備)

(4) その他

- ・合意により独占禁止法違反の疑いを解決する仕組みの導入
- ・適合性評価に係る海外の認証機関に関する規定への対応
- ・国際経済紛争処理に係る体制整備事業
- ・皮革・皮革製品産業の競争力強化

環太平洋パートナーシップ首脳声明（仮訳）
2015年11月18日

我々、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの首脳は、今日、環太平洋パートナーシップ協定の妥結を記念し会合した。我々は、5年以上の交渉の後、各国の閣僚及び交渉団が、太平洋に跨り、3つの大陸に接し、8億の人々を纏める、包括的で、バランスの取れた、変革的な地域協定という、2011年に定めた目標を達成する成果を実現させたことを祝福する。

21世紀の通商を支援する高い水準の貿易規律を設定し、貿易投資の野心的な自由化を提供することにより、TPPは、相互に裨益する各国の結び付きを強化及び拡大し、我々の地域的及び世界的な競争力を向上させ、雇用及び若者への新たな機会の創出を支援し、各国における経済成長及び発展を促進し、イノベーションを支援し並びに貧困の軽減を促進し、各国民に最大限のメリットを確保する。

我々は、TPP協定の交渉テキストが、現在、署名の前の検討及び考慮のためにその全体が利用可能となっていることを喜ばしく思う。我々は、各国の国内手続と整合的に、TPPが署名後速やかに検討され及び承認されることを期待している。我々は、その後、各国の消費者、労働者、農家及び大小双方の企業が、できる限り早急にTPPの共通利益及びTPPがもたらすより良い将来を実現し始めることができるように、TPP協定を完全に実施することに集中していく。

我々の焦点は現在のパートナーとの交渉結果の承認及び実施である一方、我々はまた、域内に渡る複数の経済からの関心を目にしてきた。この関心は、TPPを通して、我々が世界で最も速く成長し、最もダイナミックな地域の一つにおいて、新しく魅力的なモデルを創造していることを確認している。

我々は、2週間前の就任後初めてTPP首脳会合に参加するトルドー首相を歓迎する。我々は、また、同首相による新政権として協定を検討し、協議のプロセスに従事するとのコミットメントを歓迎する。

Ⅱ 水田農業をめぐる情勢

— 生産数量目標決定

本県は前年比 1.1%減の 133,532 トン (26,338ha) —

1. 「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の内容

- 農林水産省は11月30日、「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」に28年産米の生産数量目標を含めた「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の変更について諮問し、了承を得た。

(1) 27/28年の需給見通し

- 26/27年(平成26年7月から平成26年6月までの1年間)の需要実績(確定値)を783万トンとし、27年6月末の民間在庫量を226万トンと確定させた。そして、27年産主食用米等の生産量を744万トン(平成27年10月15日現在の平成27年産米水稻の予想収穫量(主食用))とし、27/28年の主食用米等の供給量を970万トンと見通している。
- 27/28年および28/29年の全国の需要見通しについては、8/9年以降から直近の26/27年までの全国の需要実績を用いたトレンド(回帰式)で算出すると、27/28年で771万トン、28/29年は762万トンとなる。ただし、27/28年の需要見通しについては、相対価格の上昇による影響を踏まえ、トレンドの771万トンから8万トン低い763万トンとしている。その結果、28年6月末の民間在庫量は207万トンになると見通している。

<平成27/28年の主食用米等の需給見通し>

(単位：万トン)

		主食用米等
平成27年6月末民間在庫量	A	226
平成27年産主食用米等生産量	B	744
平成27/28年主食用米等供給量計	$C = A + B$	970
平成27/28年主食用米等需要量	D	763
平成28年6月末民間在庫量	$E = C - D$	207

(2) 28年産米の生産数量目標

- 28年産米の全国の生産数量目標は、近年のトレンドにおいて需要が毎年8万トン減少していることを勘案し、27年産米の生産数量目標751万トンから8万トン減の743万トン(前年比約1.1%減)、面積換算値では2万ha

減の140万haと設定された（別紙1）。これで、目標が前年を下回るのは7年連続となった。

- 28年産の都道府県別の生産数量目標については、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標のシェアを固定し、全国の目標を当該シェアで按分することにより設定された。なお、29年産も同様に、27年産の都道府県別シェアを用いて配分されることが示された。
- 本県に対しては、27年産から1,438トン減の133,532トン（約1.1%減）、面積換算値で282ha減の26,338haが通知された。また、県内の市町村別の生産数量目標は、12月16日、愛知県米需給調整推進会議において、別紙3のとおり決定された。

（3）28年産の自主的取組参考値

- 「自主的取組参考値」は、各産地が自主的に生産数量目標を超過達成して需給を安定させるための目安として設定されるもので、27年産に引き続き生産数量目標の設定にあわせて付記されている（別紙1）。
- 28年産米の「参考値」は、生産数量目標を8万トン下回る735万トン、面積換算では139万haとされた。「参考値」は、各産地が自主的に飼料用米などの非主食用米を増やして主食用米を減らし、生産数量目標を超過達成して需給を安定させるための目安とし、仮に達成した場合は、平成29年6月末の民間在庫量が近年では低位の水準（180万トン）となるとして設定している。

（4）28年産政府備蓄米の運営

- 27年産の政府備蓄米買入契約数量は25万トンとなった。一方、28年産の買入予定数量は、「基本の20万トンに戻す必要があるが、激変緩和のため2年間かけて戻すこととし、22.5万トンとしたい」旨の説明が行われた。
- 県別優先枠については、27年産の一般枠落札実績も考慮して設定され、12月3日に通知された（別紙2）ほか、第1回入札は28年1月下旬に実施される予定となっている。

2. 水田にかかるTPP国内対策について

- 政府は、11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」をとりまとめた。水田農業関連については、以下の通りとなっている。

- 米：国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、政府備蓄米の運営を見直し（5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量相当の国産米を政府が備蓄米として買い入れる。
- 麦：国産麦の安定供給を図るため、経営所得安定対策を着実に実施する。
- 新たに産地パワーアップ事業を創設し、高性能な機械・施設の導入、水田の畑地化、革新的技術の開発等を推進。
- 基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組み方策を検討。（継続検討）

平成28年産米の都道府県別の生産数量目標等

別紙1

都道府県	27年産生産数量目標 のシェア(注1)	28年産生産数量目標		28年産自主的取組参考値	
			面積換算値		面積換算値
全国計	100%	743万トン	140万ha	735万トン	139万ha
北海道	547,330 / 7,510,000	541,500トン	100,464ha	535,669トン	99,382ha
青森	242,460 / 7,510,000	239,877トン	41,075ha	237,294トン	40,633ha
岩手	271,210 / 7,510,000	268,321トン	50,342ha	265,432トン	49,800ha
宮城	348,620 / 7,510,000	344,906トン	65,077ha	341,193トン	64,376ha
秋田	417,540 / 7,510,000	413,092トン	72,093ha	408,644トン	71,317ha
山形	344,500 / 7,510,000	340,830トン	57,282ha	337,160トン	56,666ha
福島	339,550 / 7,510,000	335,933トン	61,980ha	332,316トン	61,313ha
茨城	337,370 / 7,510,000	333,776トン	63,698ha	330,182トン	63,012ha
栃木	298,690 / 7,510,000	295,508トン	54,724ha	292,326トン	54,134ha
群馬	75,670 / 7,510,000	74,864トン	15,155ha	74,058トン	14,991ha
埼玉	151,270 / 7,510,000	149,659トン	30,543ha	148,047トン	30,214ha
千葉	246,490 / 7,510,000	243,864トン	45,582ha	241,239トン	45,091ha
東京	770 / 7,510,000	762トン	185ha	754トン	183ha
神奈川	14,400 / 7,510,000	14,247トン	2,890ha	14,093トン	2,859ha
新潟	521,290 / 7,510,000	515,737トン	95,507ha	510,184トン	94,479ha
富山	185,650 / 7,510,000	183,672トン	34,203ha	181,695トン	33,835ha
石川	123,630 / 7,510,000	122,313トン	23,567ha	120,996トン	23,313ha
福井	125,460 / 7,510,000	124,124トン	23,916ha	122,787トン	23,658ha
山梨	27,430 / 7,510,000	27,138トン	4,961ha	26,846トン	4,908ha
長野	194,000 / 7,510,000	191,933トン	30,907ha	189,867トン	30,574ha
岐阜	111,270 / 7,510,000	110,085トン	22,558ha	108,899トン	22,315ha
静岡	82,920 / 7,510,000	82,037トン	15,746ha	81,153トン	15,576ha
愛知	134,970 / 7,510,000	133,532トン	26,338ha	132,094トン	26,054ha
三重	143,510 / 7,510,000	141,981トン	28,396ha	140,453トン	28,091ha
滋賀	160,450 / 7,510,000	158,741トン	30,645ha	157,032トン	30,315ha
京都	75,930 / 7,510,000	75,121トン	14,701ha	74,312トン	14,542ha
大阪	26,220 / 7,510,000	25,941トン	5,241ha	25,661トン	5,184ha
兵庫	180,440 / 7,510,000	178,518トン	35,420ha	176,596トン	35,039ha
奈良	41,690 / 7,510,000	41,246トン	8,040ha	40,802トン	7,954ha
和歌山	34,850 / 7,510,000	34,479トン	6,965ha	34,108トン	6,891ha
鳥取	66,110 / 7,510,000	65,406トン	12,725ha	64,702トン	12,588ha
島根	90,000 / 7,510,000	89,041トン	17,493ha	88,083トン	17,305ha
岡山	158,550 / 7,510,000	156,861トン	29,821ha	155,172トン	29,500ha
広島	129,970 / 7,510,000	128,585トン	24,586ha	127,201トン	24,321ha
山口	108,760 / 7,510,000	107,601トン	21,349ha	106,443トン	21,120ha
徳島	58,540 / 7,510,000	57,916トン	12,219ha	57,293トン	12,087ha
香川	70,240 / 7,510,000	69,492トン	13,926ha	68,744トン	13,776ha
愛媛	73,920 / 7,510,000	73,133トン	14,685ha	72,345トン	14,527ha
高知	50,070 / 7,510,000	49,537トン	10,769ha	49,003トン	10,653ha
福岡	182,470 / 7,510,000	180,526トン	36,178ha	178,582トン	35,788ha
佐賀	138,420 / 7,510,000	136,945トン	26,386ha	135,471トン	26,102ha
長崎	62,850 / 7,510,000	62,180トン	12,981ha	61,511トン	12,842ha
熊本	189,310 / 7,510,000	187,293トン	36,368ha	185,277トン	35,976ha
大分	117,690 / 7,510,000	116,436トン	23,148ha	115,183トン	22,899ha
宮崎	93,600 / 7,510,000	92,603トン	18,632ha	91,606トン	18,432ha
鹿児島	111,070 / 7,510,000	109,887トン	22,751ha	108,704トン	22,506ha
沖縄	2,860 / 7,510,000	2,830トン	916ha	2,799トン	906ha

注1：米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（平成26年11月）において、平成27年産米の都道府県別のシェアを固定し、当該シェアで按分して平成28年産米の都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値とする旨を公表済み。

注2：端数処理の結果、合計値は一致しない。

平成28年度政府備蓄米の買入入札に係る買入予定
数量及び都道府県別優先枠

(単位：トン)

政府備蓄米買入予定数量	225,000
都道府県別優先枠	157,500
北海道	11,757
青森	17,177
岩手	7,200
宮城	9,900
秋田	21,343
山形	12,707
福島	20,000
茨城	990
栃木	7,470
群馬	10
埼玉	432
千葉	1,100
東京	0
神奈川	0
新潟	22,133
富山	9,822
石川	3,970
福井	1,985
山梨	0
長野	655
岐阜	495
静岡	33
愛知	724
三重	542
滋賀	1,099
京都	0
大阪	0
兵庫	217
奈良	0
和歌山	0
鳥取	883
島根	71
岡山	2,133
広島	201
山口	227
徳島	555
香川	0
愛媛	241
高知	15
福岡	219
佐賀	539
長崎	30
熊本	408
大分	220
宮崎	0
鹿児島	0
沖縄	0
一般枠	67,500

平成28年産米の市町村別生産数量目標及び自主的取組参考値

市町村名	28年産米生産数量目標				28年産米自主的取組参考値		27年産米生産数量目標				比較 28年産と27年産の主食用
	生産数量目標	面積換算値 (注)	主食用	種子用・ 学校田等	自主的取組 参考値	面積換算値 (注)	生産数量目標	面積換算値	主食用	種子用・学 校田等	
	(a)=(b)+(c) t	ha	(b) t	(c) t	t	ha	(d)=(e)+(f) t	ha	(e) t	(f) t	
県計	133,532 (133,532)	26,284 (26,338)	132,776	756	132,094 (132,094)	25,999 (26,054)	134,970 (134,970)	26,561 (26,620)	134,248	722	98.9
名古屋	2,542	498	2,542	—	2,514	492	2,638	517	2,638	—	96.4
尾張	21,726	4,473	21,578	148	21,491	4,422	22,166	4,565	22,024	142	98.0
海部	19,880	3,887	19,877	3	19,665	3,844	19,918	3,886	19,915	3	99.8
知多	12,415	2,392	12,409	6	12,282	2,366	12,811	2,456	12,803	8	96.9
西三河	40,322	7,716	39,835	487	39,890	7,633	40,294	7,717	39,835	459	100.0
豊田	15,435	3,074	15,396	39	15,268	3,041	15,436	3,075	15,396	40	100.0
新城	6,366	1,275	6,293	73	6,298	1,263	6,367	1,276	6,297	70	99.9
東三河	14,846	2,969	14,846	—	14,686	2,938	15,340	3,069	15,340	—	96.8
名古屋市	2,542	498	2,542	—	2,514	492	2,638	517	2,638	—	96.4
一宮市	4,400	927	4,297	103	4,353	917	4,521	952	4,422	99	97.2
瀬戸市	644	131	644	—	637	130	644	131	644	—	100.0
春日井市	1,095	219	1,088	7	1,083	216	1,158	231	1,151	7	94.5
犬山市	1,882	406	1,882	—	1,862	402	1,962	423	1,962	—	95.9
江南市	293	65	293	—	290	65	294	66	294	—	99.7
小牧市	1,550	307	1,550	—	1,533	303	1,616	319	1,616	—	95.9
稲沢市	4,795	989	4,791	4	4,743	978	4,795	993	4,791	4	100.0
尾張旭市	176	36	176	—	174	35	177	36	177	—	99.4
岩倉市	488	101	488	—	483	100	506	105	506	—	96.4
豊明市	1,124	223	1,124	—	1,112	220	1,131	223	1,131	—	99.4
日進市	1,257	250	1,257	—	1,243	247	1,257	249	1,257	—	100.0
清須市	373	76	373	—	369	75	385	79	385	—	96.9
北名古屋市	808	163	808	—	799	161	850	172	850	—	95.1
長久手市	442	89	416	26	437	88	461	93	436	25	95.4
東郷町	1,077	213	1,069	8	1,065	210	1,076	212	1,069	7	100.0
豊山町	185	37	185	—	183	37	196	40	196	—	94.4
大口町	857	179	857	—	848	177	857	179	857	—	100.0
扶桑町	280	62	280	—	277	61	280	62	280	—	100.0
津島市	2,243	438	2,243	—	2,219	433	2,243	437	2,243	—	100.0
愛西市	6,347	1,270	6,344	3	6,278	1,256	6,347	1,270	6,344	3	100.0
弥富市	6,072	1,159	6,072	—	6,006	1,147	6,072	1,155	6,072	—	100.0
あま市	2,050	406	2,050	—	2,028	402	2,076	411	2,076	—	98.7
治町	258	52	258	—	255	51	270	54	270	—	95.6
蟹江町	680	134	680	—	673	132	680	133	680	—	100.0
飛島村	2,230	428	2,230	—	2,206	423	2,230	426	2,230	—	100.0

市町村名	28年産米生産数量目標				28年産米自主的取組参考値		27年産米生産数量目標				比較
	生産数量目標	面積換算値(注)	主食用	種子用・学校田等	自主的取組参考値	面積換算値(注)	生産数量目標	面積換算値	主食用	種子用・学校田等	
	(a)=(b)+(c)		(b)	(c)			(d)=(e)+(f)		(e)	(f)	(g)=(b)÷(e)
	t	ha	t	t	t	ha	t	ha	t	t	%
半田市	1,434	278	1,428	6	1,419	275	1,469	283	1,461	8	97.7
常滑市	2,318	440	2,318	—	2,293	436	2,413	456	2,413	—	96.1
東海市	723	142	723	—	715	140	769	150	769	—	94.0
大府市	851	167	851	—	842	165	885	173	885	—	96.2
知多市	1,318	253	1,318	—	1,304	250	1,370	261	1,370	—	96.2
阿久比町	1,390	266	1,390	—	1,375	263	1,421	271	1,421	—	97.8
東浦町	1,571	300	1,571	—	1,554	296	1,586	301	1,586	—	99.1
南知多町	559	109	559	—	553	108	570	111	570	—	98.1
美浜町	1,559	303	1,559	—	1,542	300	1,612	312	1,612	—	96.7
武豊町	692	134	692	—	685	133	716	138	716	—	96.6
岡崎市	8,261	1,574	8,189	72	8,172	1,557	8,255	1,573	8,189	66	100.0
碧南市	1,662	320	1,662	—	1,644	316	1,662	320	1,662	—	100.0
刈谷市	4,244	814	4,244	—	4,198	805	4,244	814	4,244	—	100.0
安城市	10,139	1,921	9,832	307	10,033	1,901	10,127	1,922	9,832	295	100.0
西尾市	11,302	2,174	11,230	72	11,180	2,150	11,296	2,177	11,230	66	100.0
知立市	1,394	268	1,394	—	1,379	265	1,394	268	1,394	—	100.0
高浜市	736	141	736	—	728	140	736	141	736	—	100.0
幸田町	2,584	504	2,548	36	2,556	499	2,580	502	2,548	32	100.0
豊田市	14,053	2,800	14,014	39	13,901	2,770	14,054	2,800	14,014	40	100.0
みよし市	1,382	274	1,382	—	1,367	271	1,382	275	1,382	—	100.0
新城市	5,003	999	4,930	73	4,950	989	5,000	999	4,930	70	100.0
設楽町	1,114	223	1,114	—	1,102	221	1,114	223	1,114	—	100.0
東栄町	167	34	167	—	165	34	171	35	171	—	97.7
豊根村	82	19	82	—	81	19	82	19	82	—	100.0
豊橋市	6,878	1,360	6,878	—	6,804	1,345	7,133	1,410	7,133	—	96.4
豊川市	3,995	796	3,995	—	3,952	788	4,068	811	4,068	—	98.2
蒲郡市	174	36	174	—	172	36	182	38	182	—	95.6
田原市	3,799	777	3,799	—	3,758	769	3,957	810	3,957	—	96.0

注：面積換算値は、市町村別の生産数量目標を、配分基準単収で除して算定。

県計値は市町村の積み上げ数値であり、国から県への配分面積（県計括弧値）を下回っている。

Ⅲ 税制改正をめぐる情勢

— 17年度に「利用意思」のない遊休農地は増税へ —

- 自民、公明両党は12月10日、2016年度税制改正大綱を消費税の軽減税率部分を残し、決定した。今回の最大の焦点で、最後まで調整がもつれている軽減税率については、一部報道によれば16日にも両党で合意の見通しとされる。

1. 農業分野の税制改正のポイント

- 10日に決定した与党税制改正大綱における農業分野の税制改正のポイントは次の通りである。

- ・ 遊休農地の固定資産税を増税。一方、農地中間管理機構に貸し出した場合は減税。
- ・ 協同組合の法人税率は据え置き。
- ・ 農協改革に伴って、中央会などの税負担が増えないようにする措置を今後検討。
- ・ 農協などの合併に課税負担を軽減する措置を3年延長（農林中金と信連の合併は対象外）
- ・ 都市農業振興へ生産緑地の賃借時に相続税を猶予するなどの措置を今後検討。
- ・ 再生利用可能エネルギーを活用した発電設備などに対する税負担を軽減する特例を2年延長し、対象に木質バイオマス発電設備を追加。
- ・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく加工場などの税負担を軽減する特例を2年延長。

- 農林水産分野の目玉とされる遊休農地への課税強化は、17年度から所有者に利用する意思がない場合に限り、1.8倍に引き上げることとされた。一方、農地中間管理機構に貸し出した農地は、来年度より減税される。

- 遊休農地への増税は、まず農業委員会が所有者に利用の意思を確認し、所有者が意思表示もせず、遊休農地として放置している場合に限り、農地の固定資産税を軽減する特例措置の対象から除外する。

- 一方の減税は、離農する農家が農地中間管理機構に農地を貸し出す場合、貸出期間が15年以上で5年間、10年以上で3年間、固定資産税を半減するもので、農水省は14年度税制改正から要望していた。

- 都市農業の関係では、「生産緑地が賃借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する」とし、今後の検討内容を具体的に示した。
- 今年4月の都市農業基本法の成立を受け、政府は来春までに税制の見直しなど具体的な振興策を盛り込んだ基本計画を閣議決定する方針とされる。大綱で具体的な検討内容が示されたことは、基本計画に税負担の軽減策など税制上の措置を盛り込むための後押しとなり、今後の税制改正の議論に向けて足がかりを確保したといえる。
- J Aグループ関連で焦点となっていた法人税では、一般企業など普通法人の税率が引き下げられる一方、協同組合等の税率は据え置かれることとなった。ただし、15年度の税制改正における、連合会からの出資配当金に対する課税見直しで生じた負担増については「影響を考慮する」とされ、今後の法人税引き下げの議論に余地を残した。
- 全中の一般社団法人への移行、県中の連合会への移行にかかる税負担増大への懸念に対しては、「所要の措置」を講ずると明記された。しかし、具体的内容については触れられておらず、今後検討が行われる予定である。

2. 今後の見通し

- 自民・公明両党は消費税の軽減税率について、対象品目や税源を巡って協議を続けているが、その決着を待って大綱にその内容を盛り込み、正式に決定することとしている。そのうえで、政府は今月下旬に大綱を閣議決定し、関係する税法などの改正案を来年の通常国会に提出する予定とされる。

農政をめぐる情勢

平成27年12月21日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉